

## 仙台市特別養護老人ホーム優先入所指針

仙台市老人福祉施設協議会  
仙台市

### 1 指針の目的

特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関し、入所の必要性が高い要介護者を優先的に入所させ、かつ入所決定過程の公平性・透明性を確保するため、市内の施設において必要な入所に関する手続き及び基準等の基本的な事項を定めることにより、施設入所の円滑な実施を進める。

### 2 入所申込み方法

入所希望者本人もしくはその家族等は、入所申込書兼状況評価票に必要事項を記載し、入所を希望する施設へ申込みこととする。

### 3 入所評価基準

入所にあたっては、入所申込み者本人の状況等を入所評価基準（別表）に基づいて点数化し、点数の高い者から入所選考者名簿の上位に登載し、原則として名簿上位の者から入所させる。

- ① 本人の状況（要介護度） 最高40点
- ② 介護者の状況 最高30点
- ③ その他の個別事情 最高30点

### 4 入所検討委員会

(1) 入所決定に係る事務を行うため、施設は、施設長を含む3人以上の施設職員等で構成する入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、必要に応じ開催することとし、以下の事務を行う。

- ① 入所評価基準「その他の個別事情」を行う。
- ② 入所選考者名簿の調製
- ③ 入所者の決定

(2) 施設は、入所検討委員会の審議内容を記した会議録を作成し、必要な期間保存するものとする。

### 5 特別な事由による入所決定

施設は次に掲げる場合は、委員会に諮らずに、施設長の判断で入所決定を行うことができる。

- (1) 市から老人福祉法第11条 第1項 第2項の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 介護者の急病や死亡、入所申込み者の被災等により緊急に入所が必要で、検討委員会を開催することが困難である場合
- (3) その他上記に準ずると施設長が認める場合

### 6 指針の適用な運用

施設は、この指針を適正に運用して入所決定を行うこととし、入所申込者及びその家族等から求められたときは、入所決定に係る経過等を説明するものとする。

### 7 その他

- (1) この指針は平成19年4月1日から適用する。
- (2) この指針について、仙台市老人福祉協議会と市は、必要に応じて見直しのための協議を行う。